

令和8年度

災害対策事業

防災備蓄倉庫新築工事監理業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市西条町助実

監理業務等委託料

令和8年度 災害対策事業

防災備蓄倉庫新築工事監理業務

[illegible]

特 約 事 項

1 債務負担行為に係る契約の特則

- (1) 業務委託契約約款（以下「約款」という。）において、各会計年度における業務委託料の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 8 年度 2,100,000 円

令和 9 年度 残額

- (2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 8 年度 業務委託料（税込）の 40%

令和 9 年度 残額

- (3) 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

2 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

- (1) 約款第 3 3 条及び約款第 3 4 条の規定の適用について、約款第 3 3 条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び約款第 3 4 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、発注者の予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該契約においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うこととし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

監 理 業 務 委 託 仕 様 書

1 業 務 名 称

令和 8 年度 災害対策事業
防災備蓄倉庫新築工事監理業務

2 履 行 場 所

東広島市西条町助実

3 建物概要・監理内容

◆施設用途

用途: 倉庫 (令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 一 号 第 1 類)

◆建物概要 (構造・規模)

鉄骨造 平屋建 延床面積A=1,396.00㎡

◆監理内容

令和8年度 災害対策事業
防災備蓄倉庫新築工事に係る監理業務

【工事内容】

防災備蓄倉庫新築工事にかかる建築工事一式工事、電気設備工事一式、機械設備工事一式であり、
工種については下記のとおり。

【建築】仮設工事、土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄骨工事、防水工事、木工事
屋根及びとい工事、金属工事、左官工事、建具工事、塗装工事、内外装工事、外構工事 他

【電気】電灯設備工事、動力設備工事、発電設備工事、構内情報通信網設備工事、構内交換設備工事
誘導支援設備工事、テレビ共同受信設備工事、監視カメラ設備工事、駐車場管制設備工事
火災報知設備、構内配電線路工事 他

【機械】空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事
給湯設備工事 他

4 技術者

次の資格を有する管理技術者及び担当技術者を定めること。

(1) 管理技術者

- 管理技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士（以下「一級建築士」という）で資格取得後、建築設計又は建築工事監理に関し実務経験8年以上有する者とする。

(2) 担当技術者

- 担当技術者（意匠）の資格要件は、一級建築士で資格取得後、建築設計に関し実務経験3年以上有する者とする。
- 担当技術者（構造）の資格要件は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 建築構造士（（一社）日本建築構造技術者協会による資格認定）
 - 建築士法による構造設計一級建築士
- 担当技術者（設備）の資格要件は、次のいずれかの資格を有する者とする。
 - 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士
 - 建築士法による設備設計一級建築士
 - 設備設計に関し実務経験9年以上有する者

(3) その他

- 管理技術者及び担当技術者（意匠）（構造）（設備）は、受注者と直接雇用関係のある者とする。
- 担当技術者（意匠）（構造）は、要件を満たす場合、兼ねることができる。
- 管理技術者と担当技術者（意匠）（構造）（設備）は、要件を満たす場合であっても、兼ねることはできない。

5 工事監理体制

管理技術者	上記4の資格による
担当技術者（意匠）	上記4の資格による
担当技術者（構造）	上記4の資格による
担当技術者（設備）	上記4の資格による

6 派遣条件

非常駐者は、全工程にわたり重点管理を行い監理業務にあたっては、厳正かつ誠意をもって行動し、常に本市の契約約款第8条1項に規定する調査職員（以下「調査職員」という。）と緊密な連絡をとり、工事現場内外の状況・工程及び工事内容を十分把握して工事施工者を指導監督すること。

7 業務仕様

委託仕様書他に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（令和6年3月26日付け国営技第204号）（以下「共通仕様書」という。）による。

- (1) 業務は、対象工事の工事請負契約書、図面及び仕様書（以下「設計図書など」という。）に示された設計内容を実現させ、かつ、実施工事内訳明細書、工程計画表及び工事の施工を設計図書などに合致させるため、本市が定める別冊の工事監理委託業務実施基準及び共通仕様書の定めによる他、調査職員の指示により行うものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに受注者又は調査職員と協議をするものとする。
- (2) 工事監理業務は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定する項目とし、各項目に定める確認及び検討の詳細な方法については本市が定める別冊の工事監理委託業務仕方書（以下「仕方書」という。）の業務区分（別表1）に従い、行うものとする。
業務の分担に関して調整を必要とする場合は、発注者及び受注者が協議する。工事監理は、原則、（社）公共建築協会発行の「工事施工チェックシート」（最新版）に基づき、各工事が設計図書に適合しているか確認・検査等を行う。
- (3) 追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとし、業務結果を調査職員に報告すること。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。
 - 関連工事の調整に関する業務
工事が複数の受注者等に分割され行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、工事受注者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討する。
 - 完成図の確認
 - a) 設計図書の定めにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認する。
 - b) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討する。
 - 設計変更業務
設計の基本に影響を及ぼさない程度において変更の必要が生じた場合、当該変更に要する設計図書、変更増減表、数量等（見積の徴収を含む）工事費積算書などの作成は、受注者が行う。
 - 関係官公庁協議
関係官公庁と協議を要する変更が生じた場合は、受注者が検討及び協議を行う。
- (4) 工事現場における工程会議は1回/1週又は1回/2週程度とし、その他詳細は、別紙の工事監理委託業務実施基準及び工事監理委託業務仕方書による。（工程会議の回数は、目安とし、工事の進捗状況に合わせてその都度調整する）
- (5) 各工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（営繕工事）（最新版）」に従うため、実施状況が適切であるか否かを要領に定める方法に沿って確認する。

工 事 監 理 委 託 業 務 実 施 基 準

第 1 目的

この工事監理委託業務実施基準は、受注者が委託業務の分担の範囲内において【令和8年度 災害対策事業 防災備蓄倉庫新築工事（建築）（電気）（機械）】の工事受注者を監督指導して、適正かつ円滑に監理業務を実施する基準を定めることを目的とする。

第 2 監理委託業務の内容

受注者はこの工事の工事現場に 5 工事監理体制の技術者を派遣し、当該現場監督として、仕方書に定める業務を行わせるほか、調査職員が行う工事の監督に関する業務の事務を行わせなければならない。
なお、工事監理に当たっては、工事監理業務処理基準（東広島市作成）を参考にするものとする。

第 3 管理技術者の一般的業務

1. 管理技術者は、工事請負契約書及び設計図書の内容を十分理解し、工事現場の状況にも精通した上で、本基準及び仕方書に基づき監理業務に係る事務を適切に処理しなければならない。
2. 管理技術者は、工事受注者から提出された図書、工事の施工及び監理業務の実施に必要な図書、自ら又は他の技術者が工事受注者に提示した図書、その他これらに類する図書の写しの整備を適切に行い、調査職員から要求されたときは直ちに提示できるようにしておかなければならない。
3. 管理技術者は、工事に関して工事受注者又は第三者からの通知、報告等を受けた時は、遅滞なく調査職員にその内容を正確に伝えなければならない。

第 4 監理業務日誌

1. 技術者は、監理業務日誌に監理業務内容その他必要事項を記録しておかなければならない。
2. 管理技術者は、前項の監理業務日誌を保管し、調査職員から要求されたときは遅滞なくこれを提出し、監理業務の履行状況についてその確認を受けなければならない。

第 5 検討、報告等

技術者は、工事受注者が作成した工程表、工事施工のための計画書、施工図その他仕方書に定める図書を遅滞なく検討し、その結果を報告しなければならない。

第 6 立ち会い

1. 技術者は、仕方書に規定する事項について立ち会わなければならない。
2. 前項の立ち会いをしたときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。
3. 技術者は、立ち会いをしようとする場合において、工事の完成後では外部から明視し難いもの又は見本若しくは記録写真等の記録では、工事の施工の進行過程を確認し難いものであるときは、調査職員の立ち会いを求めなければならない。この場合、工事の施工が設計図書に適合しないおそれがあると認めるときは必要な提案をしなければならない。

第 7 工事の施工状況の確認

技術者は、工事の施工の結果が設計図書に適合しているかどうか確認を行い、その結果を調査職員に報告しなければならない。この場合、確認の結果、不適合又はそのおそれがあると認めるときは必要な提案をしなければならない。

第 8 情報共有システムの活用

本業務の対象工事は工事中情報共有システムの対象（発注者指定型）である。工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るものとし、情報共有システムの利用は「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領(建築工事)」による。

第 9 工事材料等の試験又は検査

1. 技術者は、工事材料が設計図書に定める品質、規格等に適合しているかどうか試験又は検査を行い、その結果を報告しなければならない。
2. 技術者は、必要に応じて、原寸、工場加工組立製作が設計図書に定める品質、規格、性能等に適合しているかどうか試験又は検査を行い、その結果を報告しなければならない。

第10 工事の進行管理

管理技術者は、常に工事の進捗状況を的確に把握し、毎月末に工事の進捗状況を報告しなければならない。この場合、工事の完成が遅滞するおそれがあるときは、必要な提案をしなければならない。

第11 工事の品質管理

技術者は、常に工事受注者が設計図書に定めるところによる品質管理及び品質管理試験を適性に実施するよう必要な指導及び確認をし、調査職員から要求されたときは遅滞なく品質管理及び品質管理試験実施状況を報告しなければならない。

第12 工事の検査等

1. 管理技術者は、調査職員又は関係官公署が行う工事の検査等に工事受注者とともに立ち会わなければならない。この場合、調査職員又は関係官公署から工事に関する説明をもとめられたときは、直ちにこれに応じなければならない。
2. 管理技術者は、工事の完成検査が行われるのに先立ち、当該検査のための予備検査を行い、報告しなければならない。

第13 完成後の機能検査

~~管理技術者は、委託者又は調査職員の指示により工事の目的物の引渡しを受けた後、工事の施工の結果が設計図書に定める機能、性能に適合しているかどうかの検査に立ち会い、その結果を報告しなければならない。~~

第14 設計変更の対応

管理技術者は、工事目的物に関し、設計変更の必要性が生じた場合は、工事受注者又は調査職員と協議し、その内容を検討した上で必要な提案を行わなければならない。

ただし、設計の基本（主要構造部、用途、階数、主要な工法など）に影響を及ぼす重大な変更、又は大幅な変更は別途協議するものとする。

第15 その他検査等の対応

会計検査院の検査、監査委員会が行う随時監査及び発注者が瑕疵検査を実施するとき、並びに竣工後、瑕疵の可能性がある不具合が発生したとき、受注者は検査等に立ち会い、調査職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

第16 業務提出書類

業務提出書類は、仕方書に定める書類を提出すること。この内、業務計画書は、下記の内容とする。

1. 業務計画書 ※業務計画書に対する記載事項については、下記による。

a) 業務一般事項

- 1) 業務の目的
- 2) 業務計画書の適用範囲
- 3) 業務計画書の適用基準類
- 4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

b) 業務工程計画

業務に関連する必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c) 業務体制

- 1) 受注者側の管理体制
- 2) 業務運営計画
- 3) 管理技術者等の経歴
- 4) 業務フロー

d) 業務方針

仕様書等に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

工 事 監 理 委 託 業 務 仕 方 書

1 技術者の資格その他

受注者は、業務にあたって監理体制を確立し、管理技術者の所掌内容を定めて、書面により発注者に通知するものとする。

技術者の資格その他は、監理業務委託仕様書 4. 技術者のとおりとする。

2 監理業務に関する図書

次の図書を管理技術者事務所に整備しておかなければならない。

- (1) 工事の契約に関する書類
 - ア 監理業務委託契約書（写）
 - イ 工事請負契約書（写）
 - ウ 設計図書など（質疑回答書を含む）
 - エ 工程計画表
 - オ 工事受注者・現場担当職員一覧表
 - カ 施工体制台帳
- (2) 工事施工状況に関する書類
 - ア 予定工程計画表及び実施工程計画表
 - イ 監理業務日誌
 - ウ 工事打合簿・工事指示書
 - エ 工事進捗状況報告書・工事施工状況確認報告書
 - オ 工事材料搬入・検査報告書・発生材調書
 - カ 設計変更内訳書及び関係図書
 - キ 機能及び性能試験成績書
 - ク 各種試験成績書
 - ケ 主要資材購入先名簿通知書
 - コ 物品貸与簿
 - サ 工事記録写真
 - シ 気象状況表
 - ス 報告書（写）・提案書（写）
 - セ 施工計画書・施工図
 - ソ 材料・色等の見本（試作品を含む）
 - タ その他必要な図書など

3 提出書類

- (1) 着手時
 - ア 当初（変更）業務工程表
 - イ 管理技術者及び担当技術者選任（変更）通知書・経歴書及び監理業務組織表
 - ウ 業務計画書
 - エ その他調査職員の指示する図書など
- (2) 部分払時（必要な場合）
 - ア 請求書その他必要書類
 - イ その他調査職員の指示する図書など
- (3) 業務履行中随時
 - ア 業務履行報告書・監理業務日誌【月 1 回】
 - イ 予定工程計画表及び実施工程計画表
 - ウ その他調査職員の指示する図書など
- (4) 業務履行完了時
 - ア 委託業務完了通知書
 - イ 業務履行報告書
 - ウ 監理業務日誌
 - エ 物品貸与簿（必要な場合）
 - オ 設計変更業務成果品
 - ① 変更数量関係一式（数量算出書及び拾い図等）
 - ② 変更見積一式（3 社分の見積書及び見積比較表）
 - ③ 変更内訳書又は変更増減表（必要に応じ R I B C 等で内訳書を作成すること）
 - カ 工事打合せ簿（副本）表紙の写し（監理者コメントを記載したものに限る）
 - キ その他調査職員の指示する図書など

(別表1)

工 事 監 理 業 務 処 理 基 準

No. 3-1

担 当		監理受注者								東広島市						備 考
業 務		立 会	指 示	検 討	提 案	確 認	受 領	検 査	報 告	立 会	指 示	同 意	確 認	承 諾	検 査	
工事契約に関する協力	見積書の調査															
	工事費見積りのための説明会															
	請負契約条件についての助言															
	請負契約案の作成															
	施工者の選定についての助言															
	その他															
詳細図の作成	材料・仕様・色等の検討				○	○			○					○		
	設計図書の補足（不一致）			○	○	○			○		○			○		
	その他															
施工図等の検査・承諾	工程計画表			○		○			○					○		
	現場代理人・主任技術者等指名届及び経歴書															
	施工管理組織表					○			○				○			
	下請負人名簿					○			○					○		
	主要資材購入先名簿					○			○					○		
	期間別工事工程報告書					○			○				○			
	工事進捗状況報告書			○					○				○			
	各工事施工計画書			○			○		○				○			
	各工事施工図			○			○		○				○			
	質疑回答			○	○				○					○		
	工事材料搬入・検査報告書					○			○				○			
	各種試験成績書					○			○				○			

*検討には、照査・審査を含む。

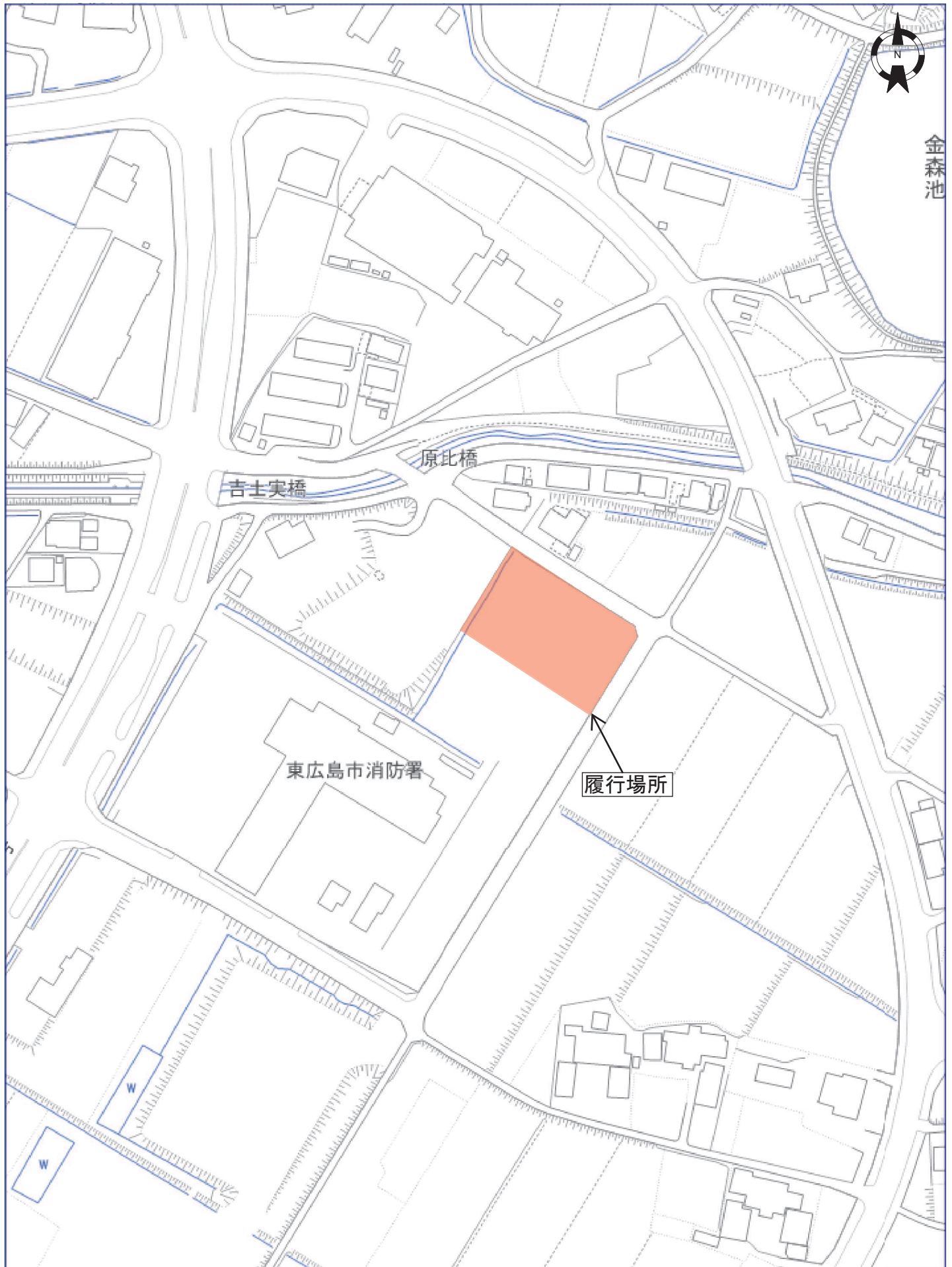
(別表1)

工 事 監 理 業 務 処 理 基 準

No. 3-2

担 当		監理受注者								東広島市					備 考
業 務	処理区分	立	指	検	提	確	受	検	報	立	指	同	確	承	検
		会	示	討	案	認	領	査	告	会	示	意	認	諾	査
施工図等の検査・承諾	機能及び性能試験成績書					○			○				○		
	各種保証書					○			○				○		
	工事写真		○			○			○				○		
	完成写真		○		○	○			○				○		
	竣工図		○			○			○				○		
	その他														
工事の指導	全体工事施工工程の調整			○		○			○					○	
	各工事間の調整			○		○			○					○	
	工事現場監理		○						○			○			
	工事監理日誌								○				○		
	工事打合簿・指示票等		○	○	○				○					○	
	品質管理		○	○	○				○					○	
	使用資材機器の確認					○			○					○	
	材料の検査	○		○		○		○	○				○		必要に応じて立会を行う
	各工事検査	○		○		○		○	○				○		必要に応じて立会を行う
	各工場検査	○		○		○		○	○				○		必要に応じて立会を行う
	緊急処理	○	○	○	○				○	○	○			○	緊急時のみ
	予備検査	○	○					○	○				○		
	完成検査（営繕課・検査課）	○							○						○
	手直し検査	○						○	○				○		
	中間技術検査	○							○						○
	その他														
変更工事の処理	設計変更書			○	○				○		○			○	
	工事の変更・中止等			○	○				○		○			○	
	その他														
中間及び最終支払いの確認	出来高検査（出来高確認を含む）	○						○	○						○
	中間検査出来高払い又は中間前金払いの資料作成			○		○			○		○			○	
	中間・完成支払いの義務														
	その他														

* 検討には、照査・審査を含む。



1/2000

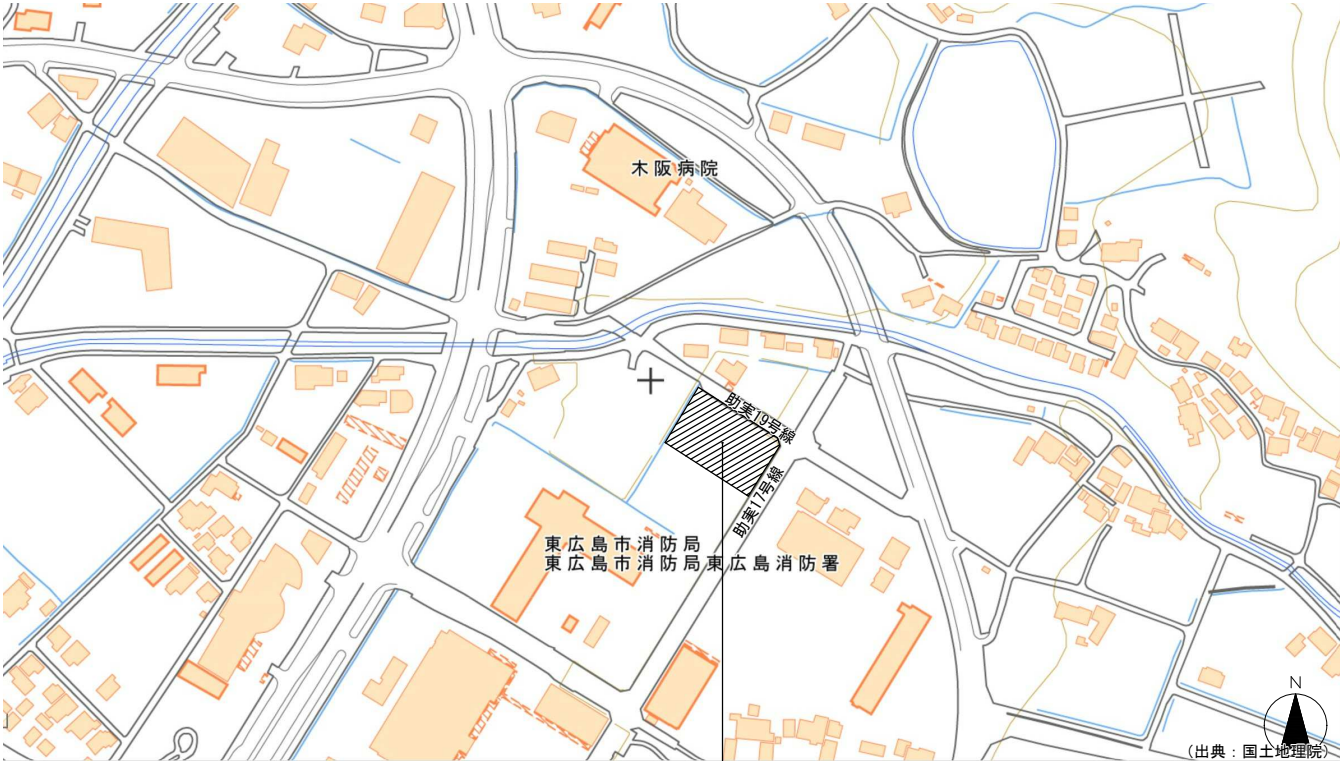
0 80m

設 計 概 要									
一般事項									
工事名称			令和8年度 災害対策事業 防災備蓄倉庫新築工事				建築主		東広島市長
敷地	敷地位置		東広島市西条町助実字原比1157-1の一部				工事概要	工事種別	新築
	用途地域		・第1種低層住専 ・第2種低層住専 ・第1種中高層住専 ・第2種中高層住専 ・第1種住居 ・第2種住居 ・準住居 ・近隣商業 ・商業 ・準工業 ・工業 ・工業専用 ・指定なし					主要用途	【基準法】別表第1(5) 08520 倉庫業を営まない倉庫
	防火地域		・防火 ・準防火 ・法22条の地域 ・路線防火 ・指定なし ・2つの地域にわたる場合 (防火 ㎡ 準防火 ㎡)						【消防法】(14)倉庫
	その他の指定		・美観地区 ・風致地区(国定公園) ・駐車場整備地区 ・土地区画整理事業地区 ・宅地造成等工事規制地区 ・砂防地区 ・総合的設計による1団地 ・特定街区 ・住居系指向地区						建ぺい率
							容積率	300 %	
道路	道路巾員		北側：6.0m 東側：11.0m				建築物概要	日影規制	無
面積	敷地面積		2377.29 ㎡ 2つの地域にわたる場合 (㎡ ㎡)				法規・条例等	建物用途	倉庫業を営まない倉庫
								防火対象物	準耐火建築物ロー2
	建築面積	申請部分		申請以外の部分		合計	工事種別	新築	
		イ. 建築物全体		1109.00 ㎡		0 ㎡	1109.00 ㎡	構造・規模	鉄骨造
		ロ. 建蔽率算定用面積		1109.00 ㎡		0 ㎡	1109.00 ㎡	開発行為	非該当(協議済)
	延べ面積	イ. 建物全体		1396.00 ㎡		0 ㎡	1396.00 ㎡	省エネ法	主要用途が倉庫(非居室)のため非該当
		1 階		1201.00 ㎡		0 ㎡	1201.00 ㎡	屋外広告物法	広告物無し
		2 階		195.00 ㎡		0 ㎡	195.00 ㎡	バリアフリー法	非該当
		ロ. 地階の居住部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡	中高層建築物条例	15mを超えないため非該当
		ハ. E V の昇降路		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡	福祉のまちづくり条例	非該当
		ニ. 共同住宅の共用廊下		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡	景観条例	非該当(市の建物のため)
		ホ. 認定機械室等		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡	緑地条例	－
		ヘ. 自動車車庫等の部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		ト. 備蓄倉庫の部分		1180.50 ㎡		0 ㎡	1180.50 ㎡		
		チ. 蓄電池の設置部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		リ. 自家発電の設置部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		ヌ. 貯水槽の設置部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		ル. 宅配BOX設置部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		ヲ. その他の不算入部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		ワ. 住宅の部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		カ. 老人ホーム等の部分		0 ㎡		0 ㎡	0 ㎡		
		容積対象床面積		1368.08 ㎡		0 ㎡		1368.08 ㎡	

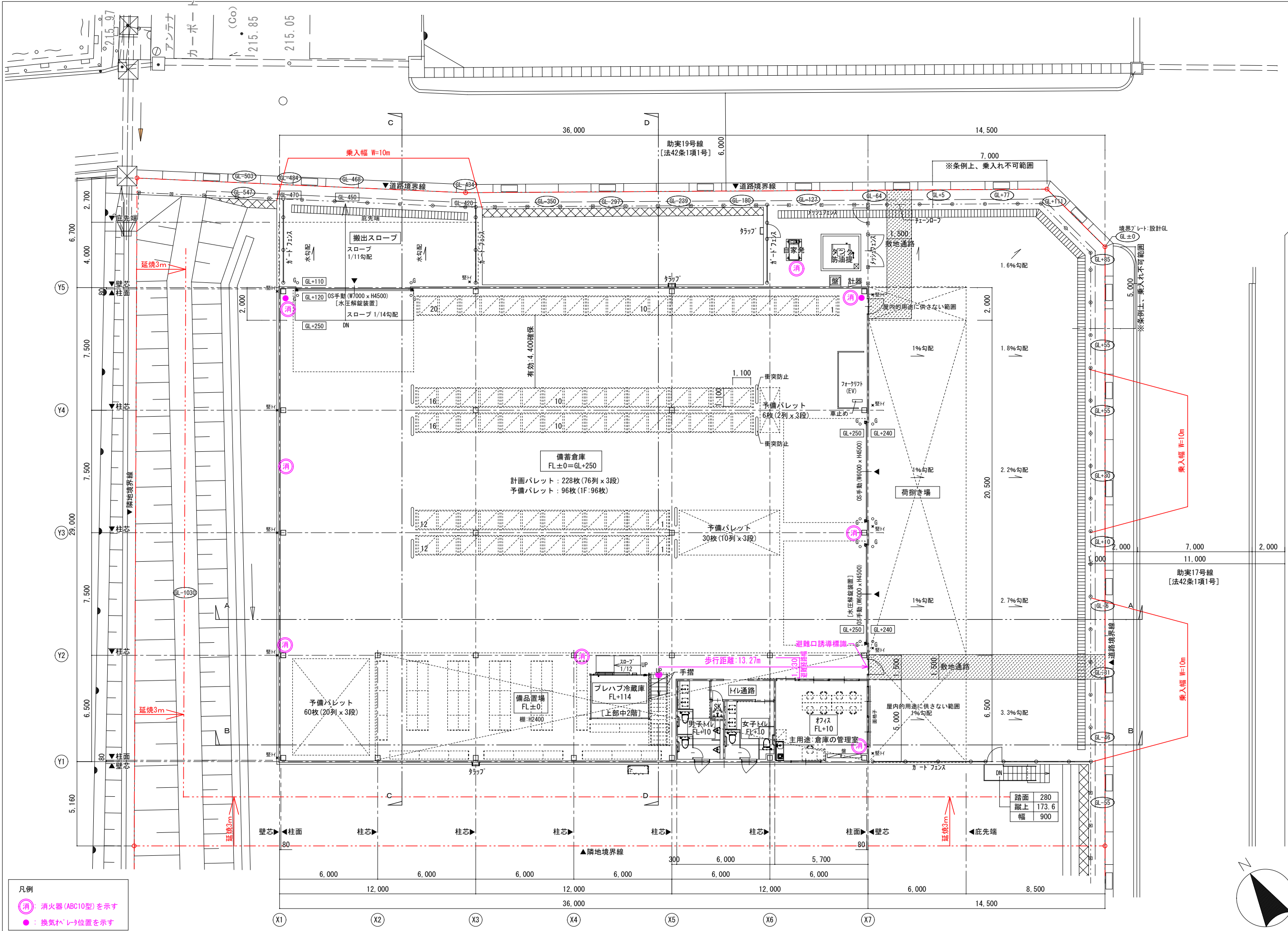
付 近 見 取 図



計画地

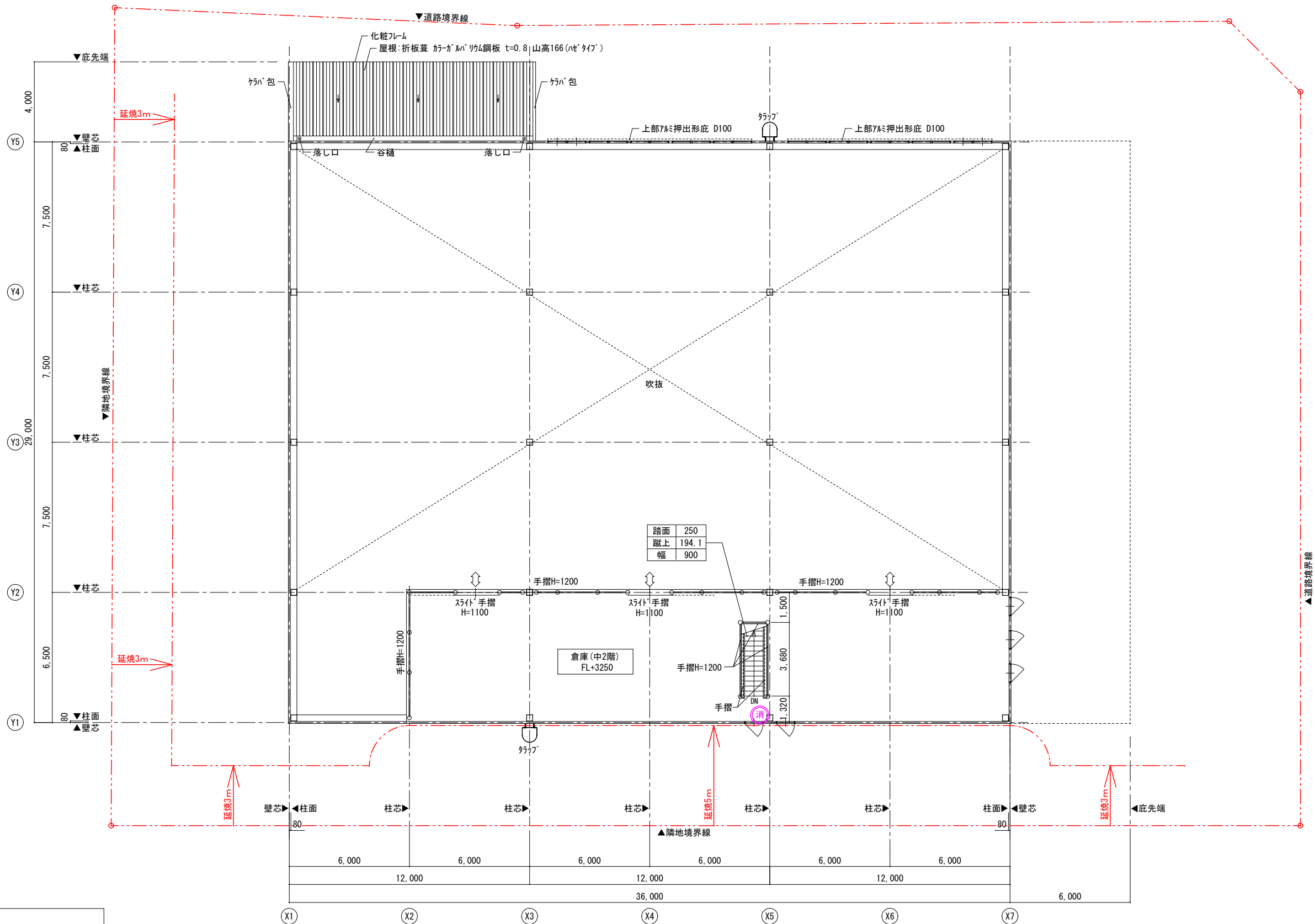


計画地：東広島市西条町助実



凡例

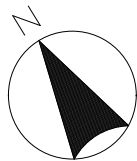
- 消：消火器(ABC10型)を示す
- ：換気ホレラ位置を示す

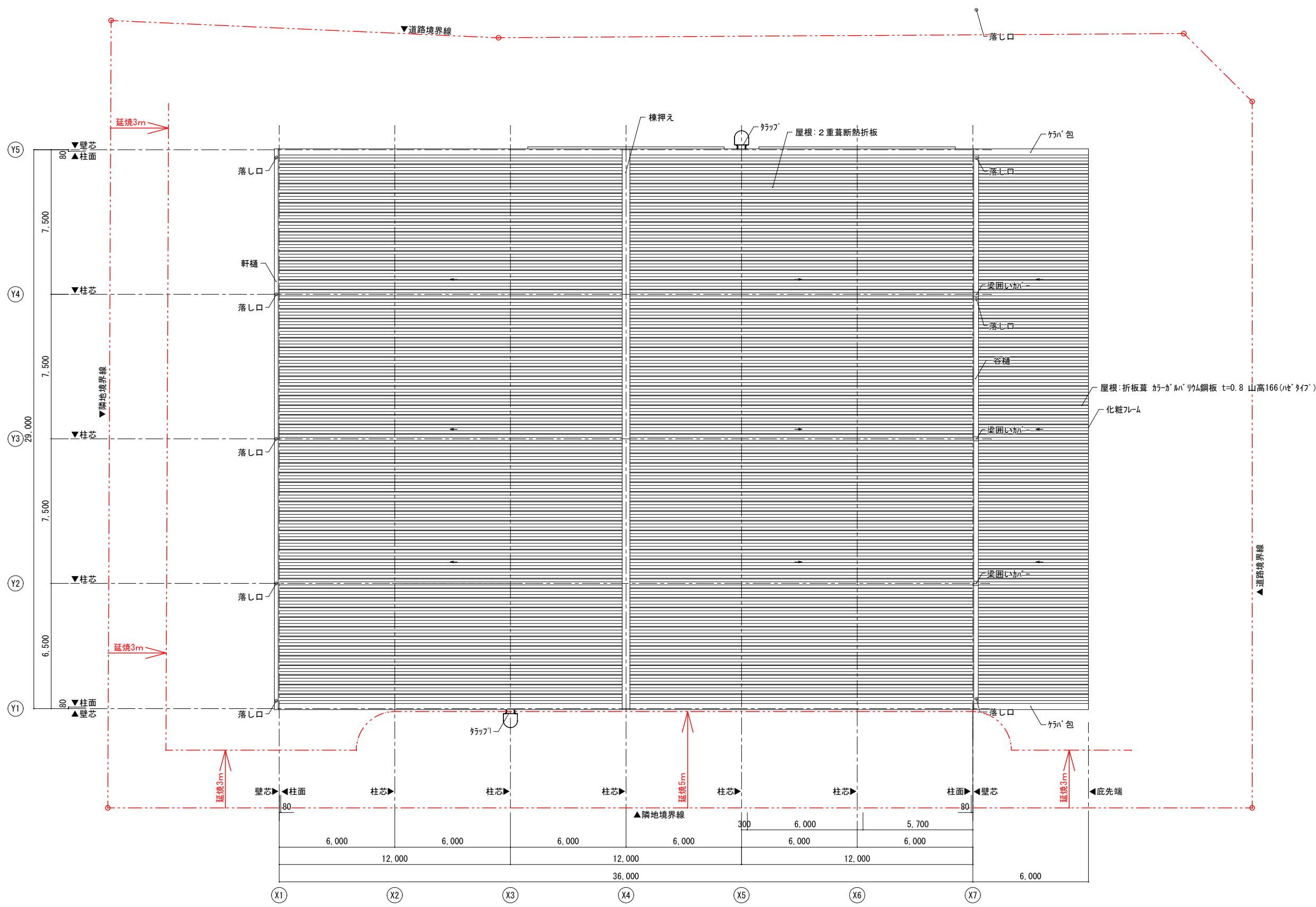


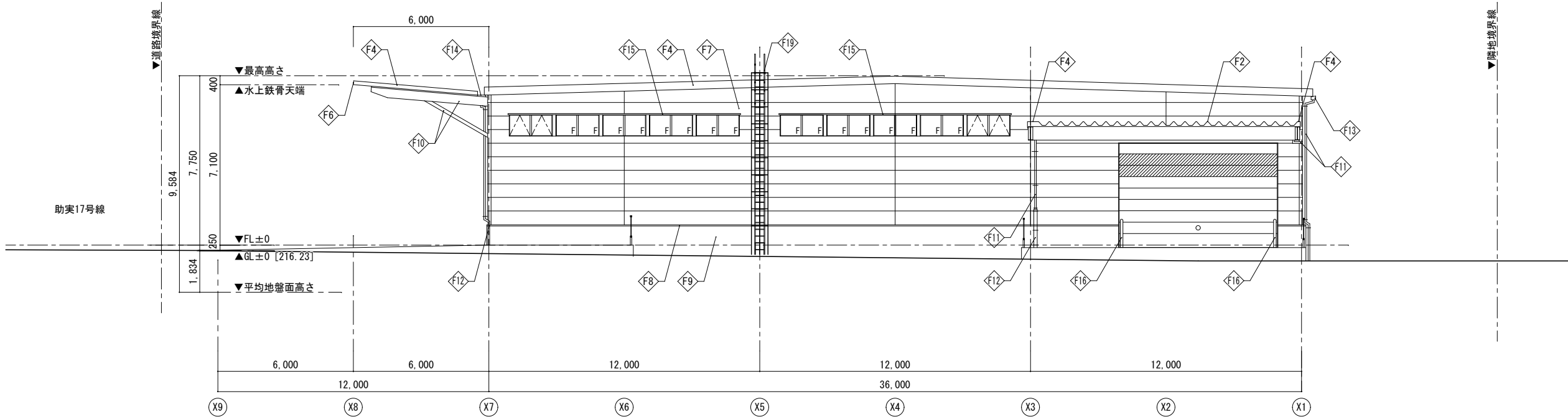
凡例

消：消火器(ABC10型)を示す

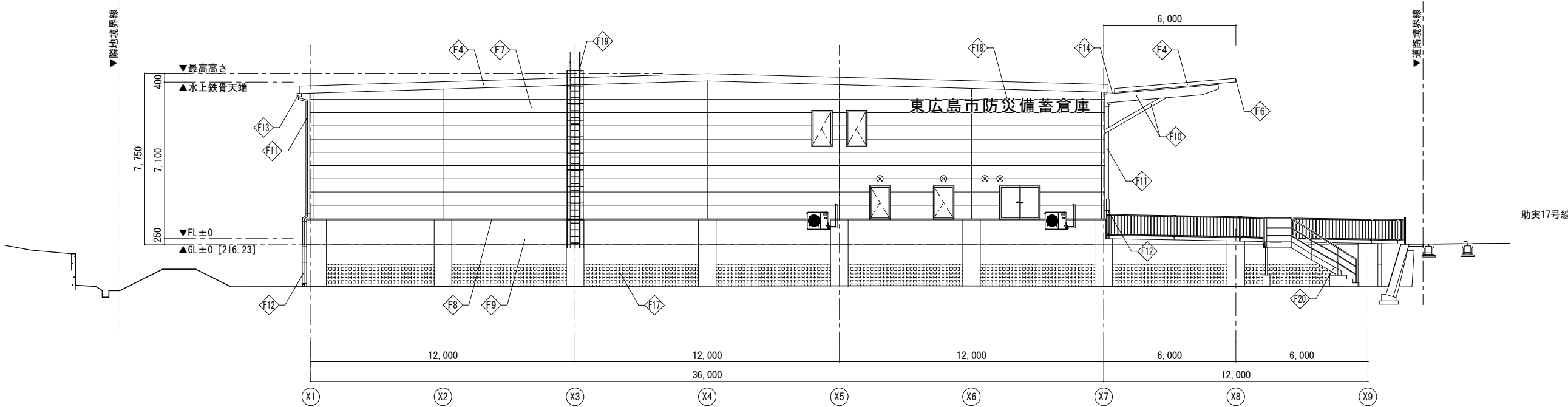
●：換気ホーロー位置を示す





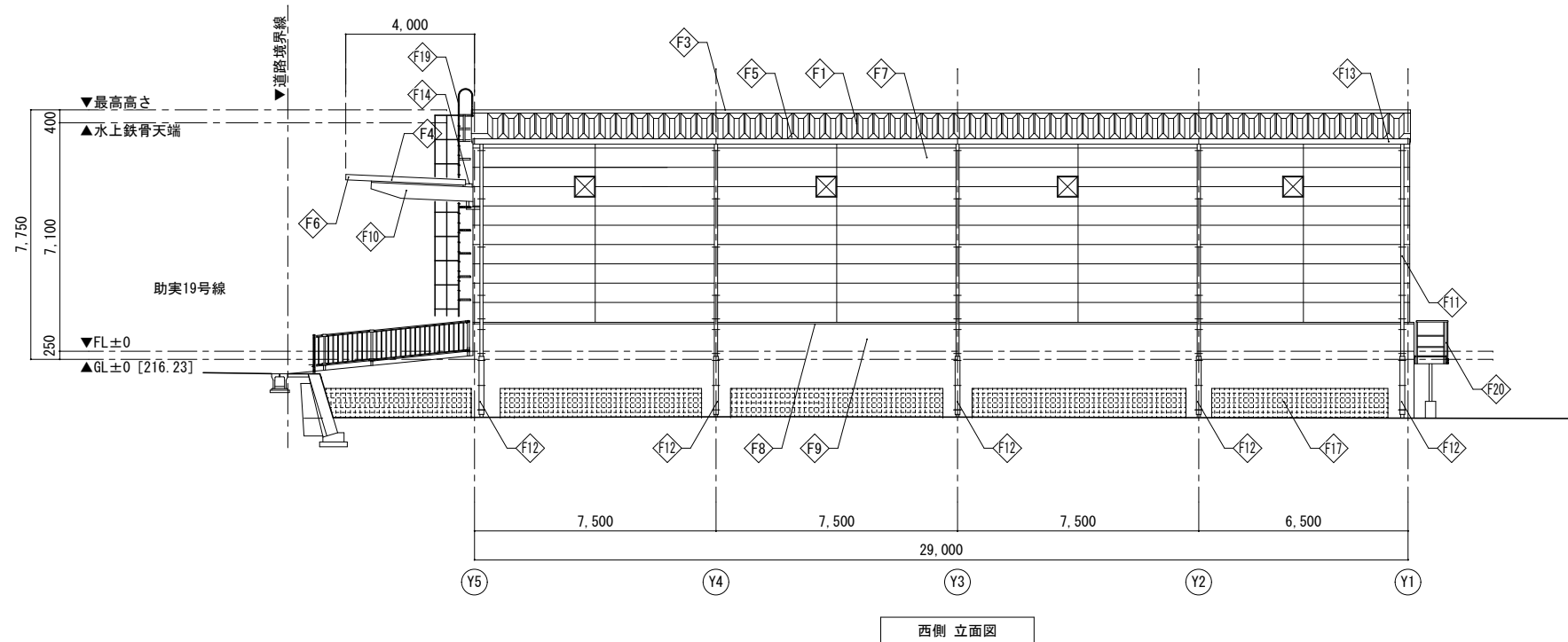


北側 立面図

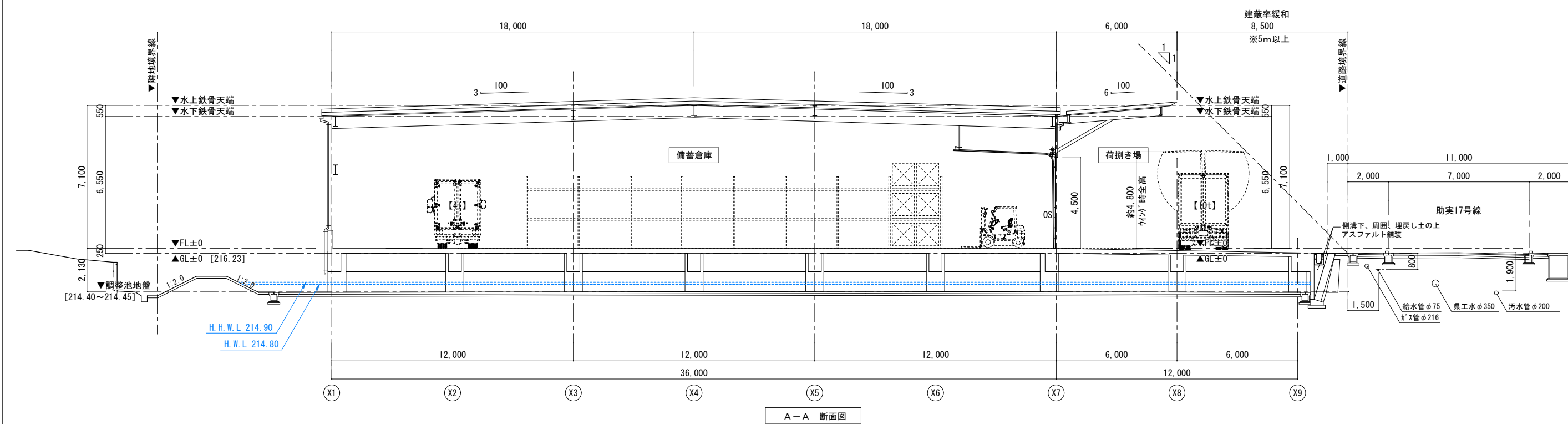


南側 立面図

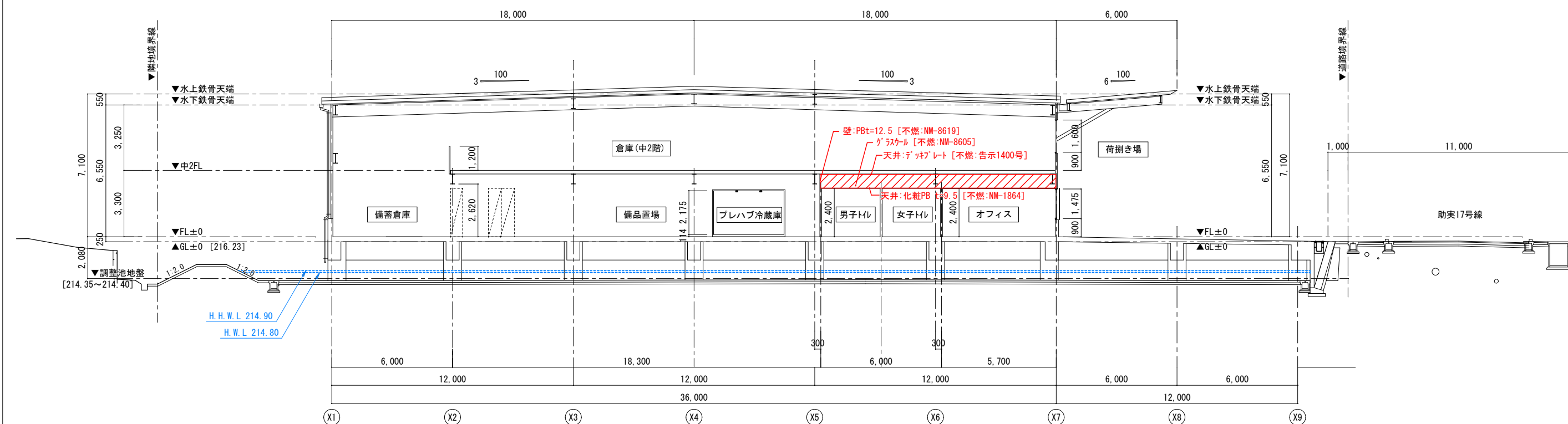
記号		仕 上		記号	仕 上		記号	仕 上		記号	仕 上		特記事項								
◊F1	屋根：2重葺断熱折板 ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.8 山高166(ﾊﾍﾞﾀｲﾌﾟ) ﾏﾈﾙ:3.6G 6.4/0.1 (銀)			◊F6	軒先化粧ﾌﾚｰﾑ			◊F11	縦樋：ｶｰｰVP 100φ SUS製掘み金物			◊F16	ｶﾞｰﾄﾞﾎｰﾙ								
◊F2	庇：折板葺 ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.8 山高166(ﾊﾍﾞﾀｲﾌﾟ) ﾏﾈﾙ:3.6G 6.4/0.1 (銀)			◊F7	外壁：断熱ｼｬｲﾝｸﾞ t=35(横張) ﾏﾈﾙ:6.2BG 4.2/0.1(ｸﾞｰｸﾞﾚｰ) ﾏﾈﾙ:9.0YR 8.5/0.1(ｸﾜｲﾄ)			◊F12	養生管：SGP H1800 亜鉛ﾏｷ処理			◊F17	進入防護ﾈｯﾄ(外構詳細図参照)								
◊F3	棟押え：ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.6 曲げ加工 ﾏﾈﾙ:3.6G 6.4/0.1 (銀)			◊F8	腰見切：ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.6 曲げ加工			◊F13	軒樋：折板用軒樋 SUS製掘み金物			◊F18	壁面ｼｬﾝ								
◊F4	ｸﾗﾊﾞｰ包：ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.6 曲げ加工 ﾏﾈﾙ:3.6G 6.4/0.1 (銀)			◊F9	立上：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修の上 防水型複層塗材E吹付 誘発目地ø3,000以内 ﾏﾈﾙ:N5			◊F14	谷樋：耐酸被服鋼板 t=1.0 曲げ加工 SUS製掘み金物			◊F19	ｽﾃｰﾙ亜鉛ﾏｷ製ｸﾗｯﾌﾟ								
◊F5	軒先換気水切面戸			◊F10	露出鉄骨：亜鉛ﾏｷ処理 ﾏﾈﾙ:N7			◊F15	ﾌﾙﾏﾏ押出形庇 D100			◊F20	外部階段(外構詳細図参照)								
東広島市都市交通部営繕課				設計者・設計事務所名 協同組合 建築設計団SOU間 一級建築士 第350023号 山名 健介				工事名 令和8年度 災害対策事業 防災備蓄倉庫新築工事（建築）				図面内容・縮尺 立面図①				設計 S=1/150 A2版→100% A3版→70.7%		令和07年		種別 意匠	
				図面番号 A-11																	



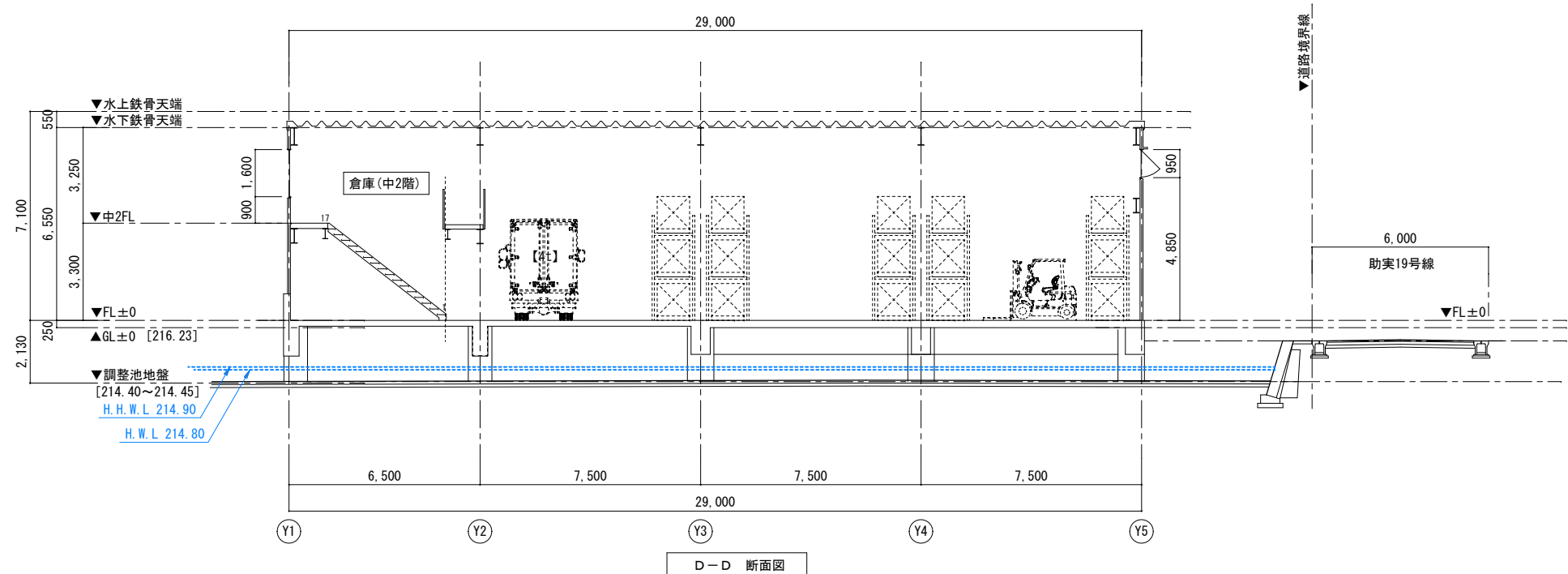
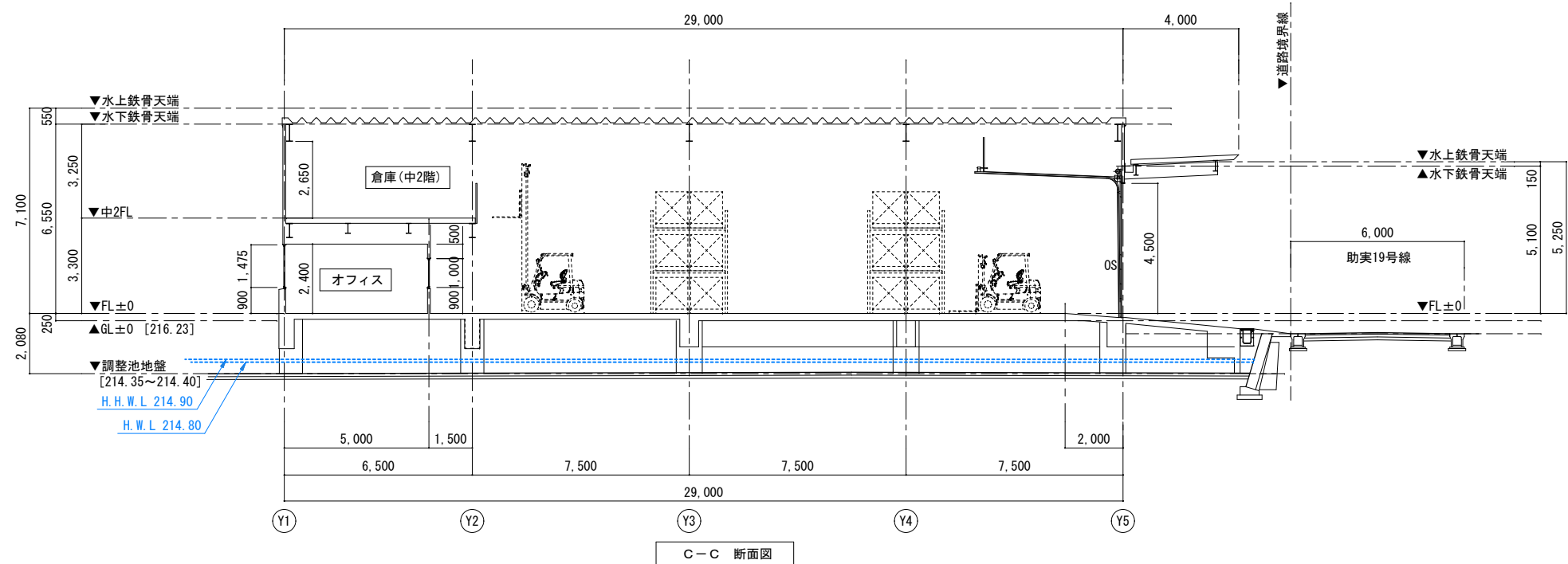
記号	仕 上	記号	仕 上	記号	仕 上	記号	仕 上	特記事項
◊F1	屋根: 2重葺断熱折板 ｶﾞｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾑ鋼板 t=0.8 山高166(ﾊﾍﾞﾀｲﾌﾟ)	◊F6	軒先化粧ﾌﾚｰﾑ	◊F11	堅樋: ｶﾞｰVP 100φ SUS製掘み金物	◊F16	ｶﾞｰﾄﾞﾎｰﾙ	・ 1階スラブ下、隙間塞ぎ: フェンス仕様は、外構図参照 ・ 材料仕様は、仕上表参照 ・ ☒ 有圧扇ｸﾞｴﾞｰｶﾞｰ(機械設備工事)を示す。 ・ ☓ 換気扇ﾌﾞﾛｯｷﾝｸﾞ(機械設備工事)を示す。
◊F2	庇: 折板葺 ｶﾞｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾑ鋼板 t=0.8 山高166(ﾊﾍﾞﾀｲﾌﾟ)	◊F7	外壁: 断熱ｼﾏｲﾝｸﾞ t=35(横張)	◊F12	養生管: SGP H1800 亜鉛ﾏｷ処理	◊F17	進入防護ﾈｯﾄ(外構詳細図参照)	
◊F3	横押え: ｶﾞｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾑ鋼板 t=0.6 曲げ加工	◊F8	腰見切: ｶﾞｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾑ鋼板 t=0.6 曲げ加工	◊F13	軒樋: 折板用軒樋 SUS製掘み金物	◊F18	壁面ｼｬｲﾝ	
◊F4	ｸﾞﾗﾊﾞ'包: ｶﾞｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾑ鋼板 t=0.6 曲げ加工	◊F9	立上: コンクリート打放し補修の上 防水型複層塗材E吹付 誘発目地@3,000以内	◊F14	谷樋: 耐酸被服鋼板 t=1.0 曲げ加工 SUS製掘み金物	◊F19	ｽﾃｰﾙ亜鉛ﾏｷ製ﾀﾞｯﾌﾟ	
◊F5	軒先換気水切面戸	◊F10	露出鉄骨: 亜鉛ﾏｷ処理	◊F15	ﾌﾙﾐ押出形底 D100	◊F20	外部階段(外構詳細図参照)	



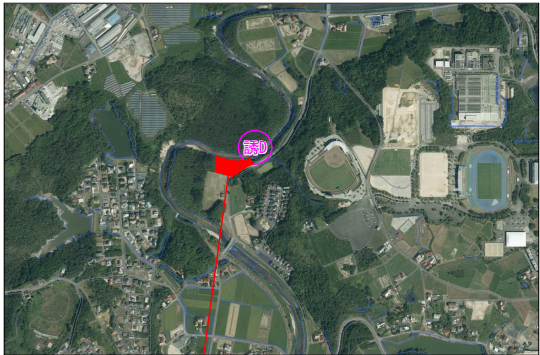
A-A 断面図



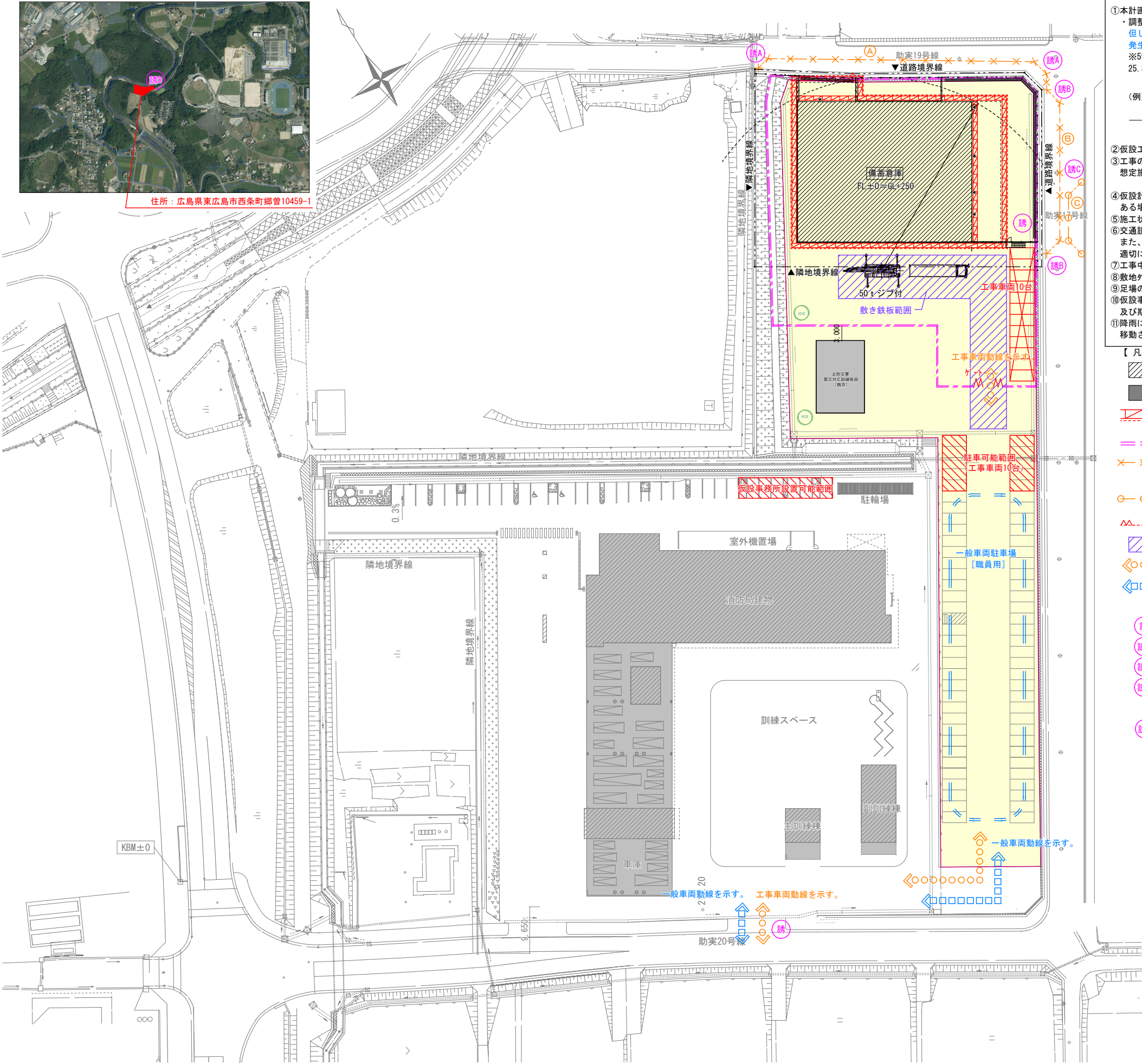
B-B 断面図



発生土仮置き場：東広島運動公園近傍 A=3451m2程度



住所：広島県東広島市西条町郷管10459-1

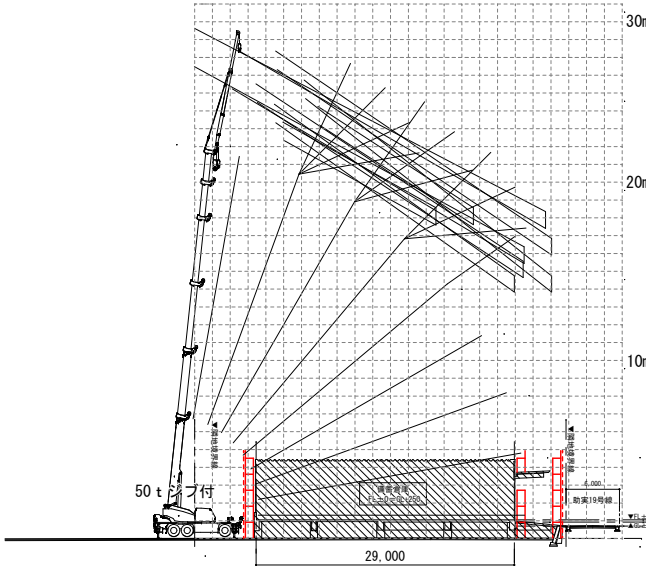


特記事項

- ①本計画図は、調整池内工事のため、調整池の機能を損なわないよう、下記による。
・調整池内への土・資材等の仮置き面積は、工事に伴い建築される構造躯体を含め59.6㎡以内とする。
但し、適時移動・移設できるものは除く。
発生土の内、埋戻しに使用する土は、左図に示す場所に仮置きすること。
※59.6㎡÷25.35㎡(限界支障容量)÷H0.425m(調整池算定平均高さ)
25.35㎡(限界支障容量)の内、構造躯体で23.10㎡のため、残り2.25㎡。
- (例) 適用外部分 適用外部分
土等 H0.425 資材等 H0.425
面積算定寸法 面積算定寸法
- ②仮設工事計画書を事前に作成し、監督員及び施設管理者と協議を行うこと。
③工事の施工にあたり、施工順序を検討の上、効率的な施工に心がけること。
想定施工順序：調整池地盤から、撤去～土工～鉄骨～屋根・外壁工事までを行い、内部工事は、建具工事以降F.Lからの施工を想定している。
④仮設計画について、作業内容・天候等により消防局・近隣等に対し影響を与える可能性がある場合には、監督員と協議し、速やかに補正すること。
⑤施工状況により仮囲いの変更が生じた場合は、監督員と協議し承諾を得て変更すること。
⑥交通誘導警備員は、重機・大型車両の進入時、1名以上配置すること。
また、道路乗入れ改修等やインフラ引込工事の際は、道路管理課、警察等と協議を行い、適切に誘導員を配置すること。
⑦工事中に工事以外の物を破損した場合は、直ちに監督員と協議し速やかに修復すること。
⑧敷地外への土砂流出がないように配慮し、搬出入車両のタイヤ清掃等を実施すること。
⑨足場の外部養生は、防音シート(防炎性能有)とする。
⑩仮設事務所、及び、工事車両駐車場は、消防庁舎の駐車場であることから、着工前に使用範囲及び期間について、監督員に協議をおこない承諾を得ること。
⑪降雨による浸水の恐れがある場合は、受注者の責において、資材や車両等を速やかに調整池外へ移動させること。

【凡例】

- 計画建物を示す。
既存施設を示す。
調整池範囲を示す。
- くさび緊結式足場 W900を示す。 ※東側荷捌き、北側搬出スロープ部は、外部養生
仮囲い バリケード H=1800(支柱固定含む)を示す。・・・233m (指定仮設)
バリケード H=1800(支柱固定含む)を示す。・・・(A) 65m (B) 38m 合計：103m (指定仮設)
カラーコーン+バーを示す。・・・(C) 18.8m (指定仮設)
※片面ずつの施工とする。
キャスターゲート W=6.0m×H=1.8m程度 を示す。・・・1箇所 (指定仮設)
敷き鉄板敷範囲を示す。・・・516㎡ (指定仮設)
工事車両動線を示す。
一般車両動線を示す。
- 交通誘導警備員：計490人 (指定仮設)
交通誘導警備員1人を示す。[新設ピロティ上部利用搬入時]
交通誘導警備員2人を示す。[北側道路乗入れ改修工事中]
交通誘導警備員2人を示す。[東側道路乗入れ改修工事中]
交通誘導警備員1人を示す。 [①果工水・排水管・ガス・給水試掘中時
②果工水・排水管・ガス・給水舗装本復旧時
③給水引込、排水引込工事]
交通誘導警備員1人を示す。[発生土仮置き場利用搬出入時]
※乗入れ工事、及び、試掘調査・インフラ引込に伴う誘導員配置は、関係課・警察と協議を行うこと。



東広島市都市交通部営繕課

設計者・設計事務所名
協同組合 建築設計団SOU間
一級建築士 第350023号 山名 健介

工事名
令和8年度 災害対策事業 防災備蓄倉庫新築工事 (建築)

図面内容・縮尺
仮設計画図 (参考)

設計
N.S.
A2版→100%
A3版→70.7%
令和07年
種別
意匠
図面番号
特一11

特 約 事 項

受注者は、工事施工業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

1. 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
2. 本工事は別途監理業務を委託する予定であり、工程調整などについては監理者の指示に従い工事の進捗を図ること。
なお、監理業務が入札不調となった場合、落札されるまでの一定期間について工事を一時中止する場合がある。監理業務の入札不調に起因する工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び、現場管理費率の算定に用いる工期には、工事一時中止を理由とした工期延伸する期間を含まないものとする。
3. 本工事は建築・電気・機械の区分により、分離発注予定である。施工管理、工程調整等については全社で十分協議のうえ、工事の進捗を図ること。
4. 工事着工に先立ち、資材調達見込みについて発注者へ報告し、発注者と協議のうえ、全体あるいは関連する一団の工事について工事継続が可能であると判断されたのちに工事着工すること。
5. 次の各号の場合において、工事着手前に工事を一時中止する場合がある（後日、一時中止に伴い工期延期する場合もある）。この場合、工事の一時中止（及び工期延期）に伴う請負代金額の変更等は行わない（工事着手後の一時中止（及び工期延期）についてはこの限りではない）。
 - 1）電気設備工事、機械設備工事等、本工事と密接に関連する他の工事（以下「関連他工事」という）の入札不調が発生した場合
 - 2）関連他工事において工事一時中止した場合
 - 3）4. の協議により工事継続が不可能と判断された場合
6. 本工事は調整池内で行うため、調整池の必要調整機能を損なわないよう工事を行うこと。従って、調整池内への土・資材等の仮置き面積は、工事に伴い建築される構造躯体を含め 59.6 m²以内とすること。（但し、適宜移動・移設できるものは除く。）
なお、仮設事務所及び残土仮置き場として、図面特-11 に表記の場所を提供可能である。利用後は現状復旧すること。

7. 本工事は仮設事務所設置場所及び工事車両の出入り等、隣接する消防局敷地内を利用するため、工事内容及び工程等については、消防局の施設利用・行事に支障のないよう調整に努め、事前に施設管理者へ通知すること。
8. 仮囲い等の仮設物の設置に関しては、図面特-11 を基に施設利用者、工事車両、通行車両、通行人等への安全確保を最優先に、施設管理者及び監督職員と十分協議の上、安全対策に万全を期して行うこと。
9. 工事関係車両の駐車場は、図面特-11 に示す場所とする。更に駐車場が必要な場合は、受注者において対応すること。
10. 現場作業時間は、原則月曜日から金曜日の 8:30～17:00 とする。ただし、やむを得ない事情等により作業時間を延長する必要がある場合、現場条件、作業内容及び工程の進捗状況等を総合的に判断し、監督職員の下承が得られた場合はこの限りではない。なお、消防局施設は工事中も運営を行っているため、作業時間は事前に施設管理者へ通知すると共に、必要に応じて施設管理者へ説明を行うこと。
11. 交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から合計 490 人を見込んでいる。また、施設関係者と大型車両が交差する場所には適宜交通誘導警備員を移動及び配置し、安全対策に万全を期すること。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。
12. 本工事受注者および関係者は、工事期間中の進入路、仮設物に留意し、かつ、通行車両、通行人などへの安全確保は受注者にて万全を期すこと。
13. 本工事の施工に際して、受注者は官公署諸手続き（計画通知、道路使用許可・道路工事施工承認等）を遅滞なく行うこと。
14. 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・品質管理計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。なお、調査に際しては、施設管理者と調査方法・日時等を協議し、施設利用に支障のないように行うこと。
15. 近隣から苦情等が発生した場合は、誠実に対応すると共に、監督職員と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。
16. 万一、工事が原因で、近隣及び公共施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。

17. 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知、関係者に説明、協議を行い、工事の進捗を図ること。
 - ・騒音、振動、防塵、電波障害等
 - ・工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
 - ・工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
 - ・公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
18. 本工事は東広島市建設工事執行規則（平成 10 年東広島市規則第 4 号）第 41 条第 7 の規定により中間検査を行う。中間検査の時期は、鉄骨組立等の状況が確認できる期とし、予定時期を施工計画書に明示し、実施日時については監督職員と協議して定する。
19. 本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
20. 土工事等で発生した排水を水路・側溝に放流するときは、濁水処理を行うこと。また、工事車両が敷地又は発生土仮置場から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう、十分留意すること。なお、万一、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
21. 工事目的物及び工事材料を建設工事保険等に附すること。保険契約締結後は、速やかに証券等の写しを提出すること。
 - ① 期間は、現場作業着手日から工期末日までとする。

ただし、受注工事毎に附する保険の場合ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。
 - ② 保険は、請負額相当額に対し附すること。
22. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ① 受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

23. 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

24. 当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいく。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

（名称）大地リサイクルセンター第 3 処分場

（所在地）東広島市河内町戸野字荏田 5861

（運搬距離）約 12 k m

25. 本工事は、週休 2 日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事等実施要領（営繕工事）（R7 年 12 月改訂版）」に従うこと。

26. 建設発生土（搬出）（仮置場）

建設発生土の内、埋め戻し土として使用する土は、以下に示す場所まで運搬し仮置きを行うこと。なお、仮置場は本工事の管理と併せて一体的に管理するものであり、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可不要となる条件に合致することを示すために管理体制等を示した看板を仮置場に掲示すること。

仮置場 東広島市西条町郷曾近傍

仮置き可能期間 本工事着手日～本工事完了まで

荷卸し位置については、監督員の指示に従うこと

その他 本工事現場から仮置場間の運搬、積込、荷卸しは本工事で見込んでいる。

適宜交通誘導警備員を配置し、安全対策に万全を期すること。なお、仮置場に配置する交通誘導警備員は、11. の配置人数に含んでいる。

項目	特 記 事 項
債務負担行為にかかる契約の次の支払いについて ・ 前払金 ・ 中間前金 ・ 部分払い	各会計年度における請負代金の支払い限度額は、次のとおりとする。 令和 8 年度 228,000,000 円 令和 9 年度 残額 出来高予定額 令和 8 年度 請負金額×45% 令和 9 年度 残額 支払い方法について、次のとおりとする。 前金払い・中間前金払い・部分払い (1) 本契約においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うこととし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。 (2) 契約約款特約事項 22 項により、契約締結時にいずれかを選択するものとする。ただし、中間前金払いを選択した場合においても、契約会計年度は、出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを請求できるものとする。 (3) 部分払いについては、各会計年度における請求できる回数は次のとおりとする。 令和 8 年度 月 1 回を超えることができない。 令和 9 年度 月 1 回を超えることができない。

特 約 事 項

受注者は、工事施工業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

1. 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
2. 本工事は別途監理業務を委託する予定であり、工程調整などについては監理者の指示に従い工事の進捗を図ること。
なお、監理業務が入札不調となった場合、落札されるまでの一定期間について工事を一時中止する場合がある。監理業務の入札不調に起因する工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び、現場管理費率の算定に用いる工期には、工事一時中止を理由とした工期延伸する期間を含まないものとする。
3. 本工事は建築・電気・機械の区分により、分離発注予定である。施工管理、工程調整等については全社で十分協議のうえ、工事の進捗を図ること。
4. 工事着工に先立ち、資材調達見込みについて発注者へ報告し、発注者と協議のうえ、全体あるいは関連する一団の工事について工事継続が可能であると判断されたのちに工事着工すること。
5. 次の各号の場合において、工事着手前に工事を一時中止する場合がある（後日、一時中止に伴い工期延期する場合もある）。この場合、工事の一時中止（及び工期延期）に伴う請負代金額の変更等は行わない（工事着手後の一時中止（及び工期延期）についてはこの限りではない）。
 - 1）建築工事、機械設備工事、本工事と密接に関連する他の工事（以下「関連他工事」という）の入札不調が発生した場合
 - 2）関連他工事において工事一時中止した場合
 - 3）4. の協議により工事継続が不可能と判断された場合
6. 本工事は調整池内で行うため、調整池の必要調整機能を損なわないよう工事を行うこと。従って、調整池内への土・資材等の仮置き面積は、工事に伴い建築される構造躯体を含め 59.6 ㎡以内とすること。（但し、適宜移動・移設できるものは除く。）
なお、仮設事務所及び残土仮置き場として、図面特-1 に表記の場所を提供可能である。利用後は現状復旧すること。

7. 本工事は仮設事務所設置場所及び工事車両の出入り等、隣接する消防局敷地内を利用するため、工事内容及び工程等については、消防局の施設利用・行事に支障のないよう調整に努め、事前に施設管理者へ通知すること。
8. 仮囲い等の仮設物の設置については、『防災備蓄倉庫新築工事（建築）』において図面特-1 に基づき実施する予定である。なお、本工事においても必要に応じて、施設利用者、工事関係車両、一般通行車両及び歩行者等の安全確保を最優先とし、施設管理者及び監督職員と十分に協議した上で、万全の安全対策を講じて施工すること。
9. 工事関係車両の駐車場は、図面特-1 に示す場所とする。更に駐車場が必要な場合は、受注者において対応すること。
10. 現場作業時間は、原則月曜日から金曜日の 8:30～17:00 とする。ただし、やむを得ない事情等により作業時間を延長する必要がある場合、現場条件、作業内容及び工程の進捗状況等を総合的に判断し、監督職員の下承が得られた場合はこの限りではない。なお、消防局施設は工事中も運営を行っているため、作業時間は事前に施設管理者へ通知すると共に、必要に応じて施設管理者へ説明を行うこと。
11. 工事期間中は、別途発注の『防災備蓄倉庫新築工事（建築）』において交通誘導警備員を配置する予定であるが、通行人、職員、その他施設関係者と大型車両が交差する場所には誘導員を移動及び配置し、安全対策に万全を期すること。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。
12. 本工事受注者および関係者は、工事期間中の進入路、仮設物に留意し、かつ、通行車両、通行人などへの安全確保は受注者にて万全を期すこと。
13. 本工事の施工に際して、受注者は官公署諸手続きを遅滞なく行うこと。
14. 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・品質管理計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。なお、調査に際しては、施設管理者と調査方法・日時等を協議し、施設利用に支障のないように行うこと。
15. 近隣から苦情等が発生した場合は、誠実に対応すると共に、監督職員と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。
16. 万一、工事が原因で、近隣及び公共施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。

17. 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知、関係者に説明、協議を行い、工事の進捗を図ること。
 - ・騒音、振動、防塵、電波障害等
 - ・工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
 - ・工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
 - ・公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
18. 本工事は東広島市建設工事執行規則（平成 10 年東広島市規則第 4 号）第 41 条第 7 の規定により中間検査を行う。中間検査の時期は、出来高 60%程度かつ主要な機器の確認できる時期とし、予定時期を施工計画書に明示し、実施日時については監督員と協議して決定する。
19. 本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
20. 土工事等で発生した排水を水路・側溝に放流するときは、濁水処理を行うこと。また、工事車両が敷地又は発生土仮置場から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう、十分留意すること。なお、万一、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
21. 工事目的物及び工事材料を建設工事保険等に附すること。保険契約締結後は、速やかに証券等の写しを提出すること。
 - ① 期間は、現場作業着手日から工期末日までとする。

ただし、受注工事毎に附する保険の場合ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。
 - ② 保険は、請負額相当額に対し附すること。
22. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ① 受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

23. 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
24. 本工事は、週休 2 日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事等実施要領（営繕工事）（R7 年 12 月改訂版）」に従うこと。

項目	特 記 事 項
債務負担行為にかかる契約の次の支払いについて ・ 前払金 ・ 中間前金 ・ 部分払い	各会計年度における請負代金の支払い限度額は、次のとおりとする。 令和 8 年度 34,000,000 円 令和 9 年度 残額 出来高予定額 令和 8 年度 請負金額×40% 令和 9 年度 残額 支払い方法について、次のとおりとする。 前金払い・中間前金払い・部分払い (1) 本契約においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うこととし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。 (2) 契約約款特約事項 22 項により、契約締結時にいずれかを選択するものとする。ただし、中間前金払いを選択した場合においても、契約会計年度は、出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを請求できるものとする。 (3) 部分払いについては、各会計年度における請求できる回数は次のとおりとする。 令和 8 年度 月 1 回を超えることができない。 令和 9 年度 月 1 回を超えることができない。

特 約 事 項

受注者は、工事施工業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

1. 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
2. 本工事は別途監理業務を委託する予定であり、工程調整などについては監理者の指示に従い工事の進捗を図ること。
なお、監理業務が入札不調となった場合、落札されるまでの一定期間について工事を一時中止する場合がある。監理業務の入札不調に起因する工事一時中止があった場合、共通仮設費率及び、現場管理費率の算定に用いる工期には、工事一時中止を理由とした工期延伸する期間を含まないものとする。
3. 本工事は建築・電気・機械の区分により、分離発注予定である。施工管理、工程調整等については全社で十分協議のうえ、工事の進捗を図ること。
4. 工事着工に先立ち、資材調達見込みについて発注者へ報告し、発注者と協議のうえ、全体あるいは関連する一団の工事について工事継続が可能であると判断されたのちに工事着工すること。
5. 次の各号の場合において、工事着手前に工事を一時中止する場合がある（後日、一時中止に伴い工期延期する場合もある）。この場合、工事の一時中止（及び工期延期）に伴う請負代金額の変更等は行わない（工事着手後の一時中止（及び工期延期）についてはこの限りではない）。
 - 1）建築工事、電気設備工事、本工事と密接に関連する他の工事（以下「関連他工事」という）の入札不調が発生した場合
 - 2）関連他工事において工事一時中止した場合
 - 3）4. の協議により工事継続が不可能と判断された場合
6. 本工事は調整池内で行うため、調整池の必要調整機能を損なわないよう工事を行うこと。従って、調整池内への土・資材等の仮置き面積は、工事に伴い建築される構造躯体を含め 59.6 ㎡以内とすること。（但し、適宜移動・移設できるものは除く。）
なお、仮設事務所及び残土仮置き場として、図面特-1 に表記の場所を提供可能である。利用後は現状復旧すること。

7. 本工事は仮設事務所設置場所及び工事車両の出入り等、隣接する消防局敷地内を利用するため、工事内容及び工程等については、消防局の施設利用・行事に支障のないよう調整に努め、事前に施設管理者へ通知すること。
8. 仮囲い等の仮設物の設置については、『防災備蓄倉庫新築工事（建築）』において図面特-1 に基づき実施する予定である。なお、本工事においても必要に応じて、施設利用者、工事関係車両、一般通行車両及び歩行者等の安全確保を最優先とし、施設管理者及び監督職員と十分に協議した上で、万全の安全対策を講じて施工すること。
9. 工事関係車両の駐車場は、図面特-1 に示す場所とする。更に駐車場が必要な場合は、受注者において対応すること。
10. 現場作業時間は、原則月曜日から金曜日の 8:30～17:00 とする。ただし、やむを得ない事情等により作業時間を延長する必要がある場合、現場条件、作業内容及び工程の進捗状況等を総合的に判断し、監督職員の下承が得られた場合はこの限りではない。なお、消防局施設は工事中も運営を行っているため、作業時間は事前に施設管理者へ通知すると共に、必要に応じて施設管理者へ説明を行うこと。
11. 工事期間中は、別途発注の『防災備蓄倉庫新築工事（建築）』において交通誘導警備員を配置する予定であるが、通行人、職員、その他施設関係者と大型車両が交差する場所には誘導員を移動及び配置し、安全対策に万全を期すること。
水道本管からの分岐工事、および下水道本管への接続工事については、本工事で交通誘導警備員の配置すること。配置人数は、20 人を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。
12. 本工事受注者および関係者は、工事期間中の進入路、仮設物に留意し、かつ、通行車両、通行人などへの安全確保は受注者にて万全を期すこと。
13. 本工事の施工に際して、受注者は官公署諸手続きを遅滞なく行うこと。
14. 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・品質管理計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。なお、調査に際しては、施設管理者と調査方法・日時等を協議し、施設利用に支障のないように行うこと。
15. 近隣から苦情等が発生した場合は、誠実に対応すると共に、監督職員と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。
16. 万一、工事が原因で、近隣及び公共施設等に損害を与えた場合は、受注者の責

任において補償すること。

17. 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知、関係者に説明、協議を行い、工事の進捗を図ること。
 - ・騒音、振動、防塵、電波障害等
 - ・工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
 - ・工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
 - ・公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
18. 本工事は東広島市建設工事執行規則（平成 10 年東広島市規則第 4 号）第 41 条第 7 の規定により中間検査を行う。中間検査の時期は、出来高 60%程度かつ主要な機器の確認できる時期とし、予定時期を施工計画書に明示し、実施日時については監督員と協議して決定する。
19. 本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
20. 土工事等で発生した排水を水路・側溝に放流するときは、濁水処理を行うこと。また、工事車両が敷地又は発生土仮置場から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう、十分留意すること。なお、万一、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
21. 工事目的物及び工事材料を建設工事保険等に附すること。保険契約締結後は、速やかに証券等の写しを提出すること。
 - ① 期間は、現場作業着手日から工期末日までとする。

ただし、受注工事毎に附する保険の場合ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。
 - ② 保険は、請負額相当額に対し附すること。
22. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ① 受注者は、建設工事請負契約約款第 47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

23. 労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

24. 当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいく。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

（名称）大地リサイクルセンター第 3 処分場

（所在地）東広島市河内町戸野字荏田 5861

（運搬距離）約 12 k m

25. 本工事は、週休 2 日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休 2 日適用工事等実施要領（営繕工事）（R7 年 12 月改訂版）」に従うこと。

26. 建設発生土（搬出）（仮置場）

建設発生土の内、埋め戻し土として使用する土は、以下に示す場所まで運搬し仮置きを行うこと。なお、仮置場は本工事の管理と併せて一体的に管理するものであり、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可不要となる条件に合致することを示すために管理体制等を示した看板を仮置場に掲示すること。

仮置場 東広島市西条町郷曾近傍

仮置き可能期間 本工事着手日～本工事完了まで

荷卸し位置については、監督員の指示に従うこと

その他 本工事現場から仮置場間の運搬、積込、荷卸しは本工事で見込んでいる。

適宜交通誘導警備員を配置し、安全対策に万全を期すること。なお、仮置場に配置する交通誘導警備員は、11. の配置人数に含んでいる。

項目	特 記 事 項
債務負担行為にかかる契約の次の支払いについて ・前払金 ・中間前金 ・部分払い	各会計年度における請負代金の支払い限度額は、次のとおりとする。 令和8年度 14,000,000円 令和9年度 残額 出来高予定額 令和8年度 請負金額×55% 令和9年度 残額 支払い方法について、次のとおりとする。 前金払い・中間前金払い・部分払い (1) 本契約においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うこととし、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。 (2) 契約約款特約事項22項により、契約締結時にいずれかを選択するものとする。ただし、中間前金払いを選択した場合においても、契約会計年度は、出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを請求できるものとする。 (3) 部分払いについては、各会計年度における請求できる回数は次のとおりとする。 令和8年度 月1回を超えることができない。 令和9年度 月1回を超えることができない。